

淡路島地域公共交通調査等業務公募型プロポーザルに係る質問事項及び回答

令和8年7月17日

NO	資料名	ページ数 及び行数	質問事項及び質問内容	回答
1	実施要領	p.9	正本副本の計11部に関して。 類似実績（3件）に関して、契約書は全ページ必要でしょうか？または、表紙のみなどでよいでしょうか？	類似実績が分かる部分のみで問題ありません。
2	特記仕様書	p.3	「研究実績のある有識者等への意見聴取を3回程度行い」とありますが、すでに意見聴取対象の御三方はいらっしゃるということでしょうか？ それとも、弊社側で候補の方々をご提案し、双方合意の上、意見聴取を行うということでしょうか？	すでに意見徴収対象者がいるわけではありませんので、同様の調査等の研究実績がある有識者をご提案いただくことで問題ありません。
3	特記仕様書	P2 5～15行目	仕様書5. 業務内容（1年目） (3) 分析に必要なデータの検討 (4) データの取得・加工 本業務では、交通事業者等から必要なデータを取得・分析することとされていますが、発注者より提供いただけるデータがございましたら、その内容をご教示ください。 特に、以下のデータの提供可否についてご教示ください。 ・GTFSデータ（GTFS-JPを含む） ・ICカード利用実績データ ・ODデータ（起終点データ） ・タクシー運行・配車データ ・路線バス等の運行実績データ ・GPS等を活用した人流データ ・その他、交通需要分析に活用可能なデータ また、発注者が保有していないデータについては、受注者において交通事業者等との調整・取得を行うとの理解でよろしいでしょうか。	発注者からの提供可能データは以下のとおりです。 ・GTFSデータ（GTFS-JPを含む） ・3市におけるコミュニティバスの利用実績 その他のデータについては、交通事業者等が持っているものもあるので、受注者において調整・取得を行っていただく理解で問題ありません。
4	実施要領	－	様式第9号実施方針には実施要領に記載のア～エの項目を記載とのことですが、別途パワーポイント等の資料を添付しても問題ないでしょうか。	様式第9号の形にはこだわらず、任意様式にア～エの項目を記載いただいて問題ありません。
5	実施要領	P3 33行目 および P10 別紙3	① 実施方針（様式第9号）について 提出枚数の制限はありますか。また、要求項目をすべて満たしていれば、任意様式としてパワーポイント等（A4横書き）で作成・提出することは可能でしょうか。	提出枚数の制限はございません。 様式第9号の形にはこだわらず、任意様式にア～エの項目を記載いただいて問題ありません。
6	実施要領	P4 3行目 および P10 別紙3	② 経費見積書（様式第10号）および見積参考図書（内訳書等）の作成について 本業務は3年間の継続案件ですが、見積書はどちらの認識で作成すべきでしょうか。 ア：令和8年度（1年目）分のみ提出 イ：各年度分（令8～10）および3ヵ年合計分をすべて提出 また、見積書や内訳書等に枚数の制限はありますか。	見積書は令和8年度（1年目）分のみのご提出をお願いいたします。 補足として、令和9年度、令和10年度分の事業費については、実施要領P1（6）にそれぞれ予定として記載しております。 しかし、2年目及び3年目の業務内容については、1年目の業務内容を踏まえて決定しますので、2年目以降の事業費上限額は、変動する場合がございます。 ただし、3ヵ年合計の事業費上限額は20,000,000円であることを想定ください。
7	実施要領	P5 20行目 別紙1	9. 企画提案に係るプレゼンテーション及びヒアリングの実施 ⑧ 二次審査 プレゼンテーション及びヒアリング について 「令和8年8月7日（金）（予定）」とありますが、日程の変更（調整）を依頼することは可能でしょうか。	二次審査の日程は、令和8年8月4日（火）で確定しておりますので、調整はできかねます。
8	実施要領	別紙2	③ ⑥契約書等の添付について 同種業務実績（様式第3号）の下部枠外に「記載した業務における契約書の写しを添付」するように記載がございますが、テクリスや仕様書等の概要や内容がわかる資料の添付は不要でしょうか。また、配置予定技術者の経歴調書（様式第6号）には「契約書の写し等」は不要でしょうか。	様式第3号について、契約書のほかに内容が分かる資料がございましたら添付いただいて問題ありません。 様式第6号については、業務概要の記載のみで、契約書の写し等は不要です。

9	実施要領	別紙2	⑥ 配置予定技術者の経歴調書（様式第6号）について 業務の一部を再委託する場合、再委託先の配置予定技術者も経歴調書を提出する必要はございますか。	ご提出をお願いいたします。
10	実施要領	別紙2	様式7の委任状の委任期間について 委任期間は3年目の年度末（令和11年3月31日）まで記載させていただいてよろしいですか。	契約は単年毎ではありますが、委任期間は3年目の年度末までとしていただいて問題ございません。
11	実施方針 （様式第9号）	－	①実施方針（様式第9号）について枚数の制限はありますでしょうか？	枚数の制限はございません。
12	実施方針 （様式第9号）	－	①実施方針（様式第9号）について、PPTで作成し、A4横での作成は可能でしょうか。	様式第9号の形にはこだわらず、任意様式にア～エの項目を記載いただいて問題ありません。
13	同種業務実績 （様式第3号）	－	添付書類を契約書ではなく、テクリス登録書で代替することは可能でしょうか。	テクリス登録書で代替いただくことは可能です。